

青森大学ファカルティ・ディベロップメント (FD) 及びスタッフ・

ディベロップメント (SD) 委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学学則第1条に示される青森大学の目的を実現する教育を展開するため、3キャンパス体制を踏まえ教員及び職員が必要とする知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修を組織的に取り組むことを目的とし、学則第56条に基づき、青森大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)及びスタッフ・ディベロップメント(SD)委員会(以下「委員会」という。)を置き、委員会の組織及び役割等について定める。

(役割)

第2条 委員会は、教育内容・方法等の改善の工夫・開発及びその効果的な実施のために全学のファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)活動が持続的に実行されるよう、次の事項について審議するとともに、各年度におけるFD活動の推進機能を併せもつものとする。

- (1)FD活動の企画立案
- (2)FD活動の実施計画の立案
- (3)FD活動の評価
- (4)FD活動に関する情報の収集
- (5)その他、学長の諮問事項

2 委員会は、前項の役割に加えて、大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組みを推進するため、職員のスタッフ・ディベロップメント(以下「SD」という。)活動が持続的に実行されるよう、次の事項について審議するとともに、各年度におけるSD活動の推進機能を併せもつものとする。

- (1)SD活動の企画立案
- (2)SD活動の実施計画の立案
- (3)SD活動の評価
- (4)SD活動に関する情報の収集
- (5)その他、学長の諮問事項

3 前2項における各活動においては、教員と職員の役割分担を明確にすると共に、相互に連携・協働して業務に取りくむものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1)副学長（教学部門担当）
 - (2)学部長
 - (3)教務委員長
 - (4)事務局長
 - (5)事務局課長（教務・キャリア支援・総務・学生・入試・研究推進・社会連携）
 - (6)学長が委嘱する委員 若干名
- 2 委員会に委員長を置き、副学長（教学部門担当）をもって充てる。
 - 3 委員会に副委員長を置き、あらかじめ委員長の指名する委員をもって充てる。
 - 4 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第4条 委員会は、年2回以上開催する。

- 2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。
- 4 委員長は、必要と認めた場合、委員以外の者を出席させることができる。
- 5 委員会は、委員の過半数をもって成立し、審議事項の決裁には出席委員の過半数の賛成を必要とする。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、事務局において処理する。ただし、SD活動にのみ係る事項については、総務課において処理する。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、委員会が審議し、学長が行う。

附則

この規程は、平成22年10月20日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規程の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程の改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。